

第17回特定外来生物等専門家会合（全体会合）

議事録

1. 日時 令和7年10月28日（火）10：00～12：00
2. 場所 オンライン会議（Webex webinars）
3. 出席者（敬称略）
- （座長） 村上 興正
- （委員） 石井 信夫 石井 実
岩崎 敬二 岡 敏弘
角野 康郎 小林 達明
芝池 博幸 戸田 光彦
成島 悦雄 藤井 伸二
細谷 和海 森本 信生
- （環境省） 堀上自然環境局長
川越野生生物課長
中島外来生物対策室室長
千葉外来生物対策室室長補佐
田口外来生物対策室係長
- （農林水産省） 長山大臣官房みどりの食料システム戦略グループ課課長補佐
- （水産庁） 鶴澤資源管理部管理調整課課長補佐
丸茂増殖推進部栽培養殖課課長補佐
稲田増殖推進部栽培養殖課係員
松井漁場資源課課長補佐

4. 議事

【事務局】 それでは、ただいまから第17回特定外来生物等専門家会合（全体会合）を開催いたします。

司会進行は、環境省より本件に係る業務を請け負っております一般財団法人自然環境研究センターより、私、今井が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、事務局を代表して環境省自然環境局長の堀上局長より御挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【環境省 堀上自然環境局長】 皆さん、おはようございます。環境省自然環境局長の堀上です。

本日は大変お忙しい中、第17回特定外来生物専門家会議に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

この会合ですけれども、外来生物法に基づいて特定外来生物の選定を主に行うということで、皆さんから意見をいただくということで開催してございます。

第1回が平成16年10月でした。2004年なんですけれども、もうそれから20年ということで、大変大事な会議で長きにわたり開催を続けております。村上先生をはじめ、当初から関わっていただいている先生方に大変御尽力いただきましたし、途中から加わっていらっしゃる方々も、最初から実は外来生物関係に関わっていた方々が非常に多いこの会合の委員の構成でございますので、私も最初に関わらせていただいた身としては皆さんに感謝しか申し上げることもありませんけれども、長い間、本当に続けていただいております。

おかげさまで外来生物の対策がかなり進んだところもありまして、顕著なのは奄美大島でのマングースの根絶というのがありました。ほかにも様々な対策の蓄積がございますし、特にヒアリについても水際でまだ阻止できていまして、定着については確認はされていないということですので、外来生物法ができて、かなりいろんな対策が進んできたのは皆様のお陰でありますし、関係する機関の御尽力のおかげだと認識しています。

ただ、一方で社会情勢の変化とか、あるいは地域の里山とか、そういった環境の変化もございます。昨今の動物の特に鳥獣害対策とかも含めていろいろ変化もございます。さらに、気候変動ということの影響も出てきているようなところもありますので、新たな課題もこれから出てくるかと思えます。ということで、20年やっておりましたけれども、これはまだまだその時々の変化でなかなか終わりはないと思えますので、今後ともいろいろとお話を伺うことが多くなると思えますが、よろしく願いいたします。

すみません、長くなって恐縮ですけれども、今日は魚類のブルーギル属と属間交雑種、マーレーコッド、ゴールドンパーチ、それからオヤニラミ属の種類について特定外来生物に選定するという御議論いただきたいということでございます。

既に国内で生息が確認されて生態系等への影響が危惧されている種などでありまして、6月17日に魚類の専門家グループ会合で、これらの種について指定が妥当であるという御意見はいただいております。

本日、限られた時間ではございますけれども、忌憚のない御意見をいただければ幸いです。何とぞどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

そうしましたら、会議冒頭のカメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきたいと思っております。

本会議はWebexオンライン会議システムで運営しております。

傍聴については事前に希望された方に限り傍聴可能としています。

本日の検討会の出席者の御紹介に当たり、まずは第17回特定外来生物等専門家会合（全体会合）の委員について、環境省から説明をお願いいたします。

【環境省 外来生物対策室田口係長】 皆様、おはようございます。環境省外来生物対策室の田口と申します。

委員の皆様について、委員名簿順にこちらから御説明させていただきますけれども、お名前を呼ばれました委員の皆様におかれましては、一言御挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、名簿順に御説明させていただきますけれども、まず、東京女子大学の名誉教授の石井信夫委員です。

【石井信夫委員】 石井です。よろしくお願いいたします。

【田口係長】 お願いします。

そして、大阪府立大学名誉教授並びに地方独立行政法人の大阪府立環境農林水産総合研究所の理事長、石井実委員です。

【石井実委員】 石井でございます。よろしくお願いいたします。

【田口係長】 奈良大学文学部地理学科教授の岩崎委員です。

【岩崎委員】 岩崎です。おはようございます。よろしくお願いいたします。

【田口係長】 お願いします。

同志社大学商学部特別客員教授の岡委員です。

【岡委員】 岡です。よろしくお願いいたします。

【田口係長】 神戸大学名誉教授の角野委員です。

【角野委員】 角野です。よろしくお願いいたします。

【田口係長】 千葉大学名誉教授の小林委員です。

【小林委員】 小林です。よろしくお願いいたします。

【田口係長】 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、農業環境研究部門研究推進部研究推進室渉外チームの芝池委員です。

【芝池委員】 農研機構の芝池です。よろしくお願いいたします。

【田口係長】 一般財団法人自然環境研究センター研究主幹の戸田委員です。

【戸田委員】 戸田です。よろしくお願いいたします。

【田口係長】 公益社団法人日本動物園水族館協会の顧問、成島委員です。

【成島委員】 成島です。よろしくお願いいたします。

【田口係長】 人間環境大学環境科学部准教授の藤井委員です。

【藤井委員】 今回から初めて参加させていただきます。若輩ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

【田口係長】 近畿大学名誉教授の細谷委員です。

【細谷委員】 細谷です。よろしくお願いいたします。

【田口係長】 元京都大学大学院理学研究科講師の村上委員です。

【村上委員】 村上です。よろしくお願いいたします。

【田口係長】 お願いします。

元国立研究開発法人、農業・食品産業技術総合研究機構、畜産研究部門の森本委員です。

【森本委員】 森本です。よろしくお願いいたします。

【田口係長】 ありがとうございます。

以上をもちまして、委員の皆様のご説明とさせていただきます。

【事務局】 ありがとうございます。本日の検討会には、今説明のありました委員全員のほか、事務局として環境省と農林水産省から出席をしております。

なお、自然環境局長は、この後、別用がありますので、途中退席いたしますので、よろしくお願いいたします。

あと、成島委員が11時半頃に退席されると伺っております。よろしくお願いいたします。

【成島委員】 申し訳ありません。途中で退席いたします。

【事務局】 本日の会議資料は9点ありまして、資料一覧のとおり、構成委員の皆様には事前にお送りしたとおりです。外来生物対策室のウェブサイトにも掲載しております。よろしくお願いいたします。

本日の議事概要、それから議事録も委員名ありの形で、後日、外来生物対策室のウェブ

サイトで公開予定です。

続きまして、本会合における座長ですけれども、引き続き、村上委員にお願いしたいと思っております。皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【事務局】 ありがとうございます。

特に異論がなければ、それでは、以降の進行を村上座長にお願いしたいと思います。村上座長、よろしくお願いたします。

【村上座長】 前は令和6年2月でして、これは意見照会の形でやっています。今回はウェブ形式で皆さんの意見を直接聞けるということなので、忌憚ない意見を願いたします。

なお、時間がございましたら、最後に、生態系被害防止外来種リスト、参考資料3に載っていますが、これについて若干意見を求めたいと思っていますということで、よろしく願いたします。

それでは、議事に入ります。

まず、本日の議事は3点あります。まず、1つ目の運営方針の変更について説明を願いたします。

【田口係長】 それでは、環境省の田口から御説明させていただきます。

資料を共有いたしますので、少々お待ちください。

まず、本日の議事で、今、座長から3点御説明いただきましたが、本日の議事が運営方針の変更について及び特定外来生物等の選定について、そしてその他という形になっております。

まず、(1)の運営方針の変更についてに関して、資料1を用いて御説明させていただきます。

特定外来生物等専門家会合は特定外来生物の選定に当たって学識経験者の御意見を伺うという目的のもと運営方針を定めてこれまで開催してきております。この運営方針というのは、平成16年当初から基本的に策定した後、同じ運営方針でずっと会合を開催してきたところですが、今般、3の議事録のところの(2)の部分について、文言の短縮化と一部議事要旨の公開についての修正を行っております。

具体的には、議事要旨の公開は、これまで環境省ホームページへの掲載及び環境省閲覧窓口への備付けという形にさせていただいておりましたが、これを削除する。現在、環境

省ホームページにこれまでのものも公開しておりますけれども、そちらへの公開で統一させていただきたいというところがございます。

その前段部分の「公開した会合」というところは、削除しても同様の意味の文章として成立しますので、文言短縮化のために削除したところがございます。

運営方針に関しては、こちらの変更をもって一部変更とさせていただければと思います。

資料1の説明については以上です。

【村上座長】 ただいまの説明に関しまして、質問、意見のある方は、どなたでもどうぞ。

ないようでしたら、これは了承ということで、よろしく願いいたします。

引き続きまして、資料2-1と2-2、資料3も説明をお願いします。

【環境省外来生物対策室中島室長】 皆様、おはようございます。外来生物対策室長に4月から就任をしております中島と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私から資料2-1、2-2、そして資料3を用いまして、特定外来生物の選定について本日御議論をお願いしたいと思います。

まず、資料2-1の共有をお願いします。

資料2-1と2-2の記載ぶりが少し重複をいたしますので、2-1を簡単にとしたいと思います。

「今般の特定外来生物の選定について」ということですが、本日、魚類の特定外来生物選定について御議論を頂戴したいと思います。

下のほうに参りまして、選定候補を御覧いただければと思いますが、本日、4つ御議論いただきたくて、まず1つ目が*Lepomis*属、政令上はブルーギル属となりますが、ブルーギル属全種でございます。こちらは既に特定外来生物に指定されていますブルーギルは除きます。また、属内交雑種も含んで指定をしたいと考えております。

2つ目がマーレーコッド、3つ目がゴールデンパーチ、4つ目が*Coreoperca*属、政令上、オヤニラミ属となりますが、オヤニラミ属に属する種のうち、在来種であるオヤニラミ以外のものを選定したいと考えております。

2に参りまして、特定外来生物の指定に向けたスケジュール（予定）でございますが、先ほど局長から挨拶もあったとおり、6月17日に細谷先生に座長を務めていただいております魚類の専門家グループ会合を開催いたしまして、指定について適当というような御了

解をいただいたところでございます。本日、専門家会合を開催いたしまして御了承いただければ、外来生物法施行令の改正の作業に入りまして、SPS通報であるとか、パブリックコメントを経まして、夏頃に政令公布、施行というスケジュールで考えたいと考えております。

では、詳しく資料2-2で御説明してまいりたいと思います。

資料2-2の2ページをお開きください。まず、ブルーギル属全種に関する情報でございます。もともとブルーギル属も含むサンフィッシュ科全種が未判定外来生物になっておりますが、この中からブルーギル属を特定外来生物に指定したいというものでございます。先ほど申し上げたとおり、既に指定されているブルーギルは除き、そして属内交雑種も含みたいと考えております。

生態系被害防止外来種リスト、現行のものは掲載がありませんけれども、現在改定作業中のリスト、来年、公表を目指しておりますが、こちらのリストにはブルーギル属全体で掲載予定でございます。

原産地はアメリカ合衆国、カナダ南東部、そしてメキシコでございます。

国内の定着実績でございます。ブルーギル属は全部で13種あると言われておりますけれども、既に特定外来生物に指定されているブルーギルを除きますと、まず、パンプキンシードサンフィッシュという種が石川県のため池に、そしてロングイヤーサンフィッシュが岐阜県の徳山ダムで近年、野外で確認をされておりました、双方とも定着している可能性が高いと考えられているところでございます。先ほど13種と申し上げましたが、ほかの種についても、海外であればいろいろな種が外来種として非分布域にも定着しているということが言われているところでございます。

評価の理由でございますけれども、在来生物の捕食とか在来生物との競合による生態系への被害ということで、既にブルーギルが指定されているところでございますけれども、同じような雑食性で食性の幅が広いとか、大きくなるにつれて魚食性が強くなるなどの生態的な特徴が共通しているということ。また、既に2種が野外に定着してしまった可能性が高いというような状況を重く見まして、今般、属全体で指定したいと考えているところでございます。

また、ちょっと飛びますけれども、4ページに参りまして、生物学的要因のところの一番下を御覧いただければと思いますが、ブルーギル属の種同士で野生下で交雑が様々な種間で行われているということが知られておりますので、属全体で指定した上で、交雑種に

についても特定外来生物に指定したいと考えているところでございます。

ブルーギル属についての御説明は以上でございます。

続きまして、7ページに参ります。マーレーコッドでございます。マーレーコッドの属、*Maccullochella*属については、マーレーコッドを除いては未判定外来生物になっているんですけれども、マーレーコッドだけ外来生物法の適用がないという状態でございます。マーレーコッドについて、生態系被害防止外来種リストでは、現行のものは掲載なしとありますけれども、先ほどと同様に、こちらを検討中のリストにおいては定着防止というようなカテゴリに掲載する予定でございます。

原産地はオーストラリアの東南部、マーレー・ダーリング水系などということになっております。

今回、特定外来生物に指定するという評価の理由でございますけれども、大型になる捕食性のスズキ亜目魚類ということでございまして、オーストラリアでは釣魚としての人気の種となっております。日本でも観賞魚として流通はされていたところではあったんですけれども、最近、管理釣り場で利用がされ始めたということがございます。こちらは河川や湖沼に導入されれば、定着をしてほかの在来生物に影響を与えるおそれがあるということでございますので、特定外来生物に指定することが妥当と考えているところでございます。

先ほど申し上げたとおり、ほかの属の種については未判定外来生物に指定されているところでございますが、マーレーコッド以外の種については、まだ我が国に輸入されているというような実態は確認されていないので、引き続き、未判定外来生物にしたいと考えているところでございます。

8ページに参りまして、社会的要因のところでございますが、観賞魚としてそれほど流通量は多くないけれども、やはり国内に一定数継続して流通しているということは確認されているところでございます。

続きまして、10ページに参ります。こちらはマーレーコッドと同じペルククティス科のゴールデンパーチでございます。同様に、ゴールデンパーチが属しますマククアリア属は、ゴールデンパーチ以外は未判定外来生物になっているんですけれども、ゴールデンパーチのみ外来生物法の適用がない状態でございます。先ほどのマーレーコッドと全く同じような状況なのでございますけれども、こちらの原産地としては、オーストラリアの東南部、マーレー・ダーリング水系などということでございます。オーストラリアでは同

様に釣魚として人気の種となっております。

これも全く同じような状況なんですけれども、日本では観賞魚として一部利用されているのみだったんですけれども、最近、管理釣り場での利用が始まっているということで、こちらもし野外に出してしまうと、在来生物の捕食によって生態系影響が考えられるということでございまして、同様に特定外来生物に指定したいと考えているところでございます。こちらもマーレーコッドと全く同様なんですけれども、ほかのマククアリア属について未判定外来生物という状況でございますけれども、引き続き、属のほかの種については未判定外来生物のままにしたいと考えているところでございます。

11ページの社会的要因でございますが、観賞魚としては流通量は多くないのでけれども、やはり一定数、国内に入っているという状態でございます。

最後に、13ページに参りまして、オヤニラミ属でございます。在来種オヤニラミを除くということでございまして、属に入っているのがコウライオヤニラミと *Coreoperca liui* ——これは和名がございませぬけれども——という種と、あとナンエツオヤニラミの3種になってございます。

原産地は、コウライオヤニラミは朝鮮半島、そして *Coreoperca liui* が中国の浙江省、钱塘江水系ということでございまして、そしてナンエツオヤニラミは海南島を含む中国南部からベトナム北部ということで、アジアの地域が原産という種でございます。

国内の定着実績ですが、コウライオヤニラミについては宮崎県の大淀川水系に入っております。そして、すごい勢いで増加していて既に定着をしているという評価を受けております。そして、ナンエツオヤニラミも同じ大淀川水系で確認をされているんですが、こちらは定着はしていないと考えられております。そして、*Coreoperca liui* については、国内では確認実績はないということでございます。

評価の理由でございますが、先ほど申し上げたとおり、2017年にコウライオヤニラミが宮崎県大淀川水系において初めて記録されたということでございます。ちょっと後ろにも書いてあるんですけれども、実はコウライオヤニラミについては、群馬県の利根川水系、群馬の鮎川でも環境省の環境DNA調査によってDNAが検出されて、実際に個体が捕獲されたというような実態もございまして、宮崎県にとどまっていないというような状況が確認されているところでございます。既に定着してしまった大淀川水系では、固有種のオオヨドシマドジョウなどが捕食されてしまって大きな弊害を及ぼしていると考えてられております。また、ナンエツオヤニラミも同じ水系で確認をされているところなんですけど、

まだ定着していないということではございますけれども、同等の影響であると考えられているところでございます。このようなことが我が国の生態系に大きな影響を与える可能性があることから、オヤニラミを除く属全体で特定外来生物に指定したいと考えているところでございます。

ちょっと飛ばしてしまっただんですが、生態系被害防止外来種リスト、現行のものは掲載がございませんけれども、同様に、改定中の来年出る予定のものでは、リストをいずれも掲載する方向で検討しているということでございます。

オヤニラミは観賞魚として人気がある種のようにございまして、社会的要因のところに参加すると、ネットオークションなどで売り買いされているというようなことが確認されております。

また、15ページのその他の関連情報のところに、先ほど申し上げました群馬県での確認情報を書いておりまして、1個体採捕されているところなんですけど、もう少しいるのではないかというような状況でございます。

これらの種について指定することで本日、御審議を頂戴したいと考えております。

資料3を御覧いただきますと、指定をしたらどうなるかということで、特定外来生物が政令指定、そして未判定が施行規則での指定ということでございますが、本日御了承いただければ、このような形で指定をしたいと考えております。

御説明は以上でございます。どうぞ御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【村上座長】 ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、何か質問や意見、その前に細谷先生から補足を申し上げます。

【細谷委員】 了解です。今日のメインテーマ、少々長くなると思うんですが、よろしくをお願いいたします。

そうしたら、最初、詳しいところは中島室長がかなり丁寧に御説明いただいたので、周辺情報も含めて解説したいと思います。

資料2-2の中で4つ挙げられました。*Lepomis*属、マーレーコッド、ゴールデンパーチ、*Coreoperca*属、まず、環境省のこれまでの経緯を含めまして、6月17日に専門家会合で了承を得たとおりで、環境省がこういう4つを挙げていただいたということ、とりわけ未判定の中から属レベルで、この場合には2つあるんですけども、*Lepomis*属、ブルーギル属、それから*Coreoperca*属、ただし、オヤニラミを除く。属レベルで挙げていただい

たという点では大いに評価したいと思います。

一つ一つ行きたいと思うんですが、まず、*Lepomis*属についてはお話ししたいと思うんですが、既に中島室長から御紹介がありましたように、*Lepomis*属は13種が入っていますが、今のところ、ブルーギルだけが特定外来生物になっているんですけども、今までは観賞魚というシステムがあったんですけども、基本的にはあとの3つも含めて全部4つとも観賞魚対象から、どうも遊漁へシフトした結果、拡散しているのではないのかというのが大体のムーブメントでございます。

そうしますと、*Lepomis*属を考えてみますと、何もこれを釣るというだけではなくて、オオクチバス、あるいはコクチバスの餌魚として、こういったものが対象になるという意味で、2次的に遊漁の対象になっているというところが一つの問題です。実際に、もう既にお話がありましたように、中島室長から御紹介がありました第2のブルーギル、ロングイヤーサンフィッシュ、これは岐阜県の徳山ダム、諏訪湖と同じぐらい、ただし、物すごく新しく平成の間にできたダムなんですけど、あつという間に導入されて、ブルーギルが特定外来生物であるがゆえに、そのすき間を縫って未判定であったロングイヤーが入れてしまっていて、現在、水資源開発機構と同様に魚類学会も含めて調査をしているんですが、完全に定着してしまっているという現状です。この種類はブルーギルに比べて冷水性、流水性、したがって、下流のイタセンパラの生息域の木津川、長良川といったところに漏れ出したときに大変な被害を及ぼすのではないかとということが危惧されています。これがロングイヤーサンフィッシュ。

もう一つ、第3番目のブルーギルのパンプキンシード、これはまだ定着は確認されていないんですが、実態として存在しているため池で同じようなことが考えられるわけです。恐らくこれも餌魚として、第2、第3、オオクチバス、コクチバスの餌魚として拡散が考えられるのではないかと考えられています。

こういう現状を考えますと、結論からしてブルーギル属全部を指定することは妥当ではないのかと考えられます。今後、簡単には輸入できないでしょうけれども、何らかの形で、例えば台湾経由で違った魚種名で入ってくるとか、そのすき間を縫って、あるいは一部観賞魚を養殖しているため池で放すということが当然考えられるわけですから、予防原理の視点から、当然のことながら、これを属レベルでやるというふうに考えられるところです。

次に、今後の展開ですけれども、魚類学会として、今回、ブルーギル属というふうにし

たんですが、実はブルーギル属はサンフィッシュ科に属します。オオクチバス、コクチバスと同じファミリーですが、*Lepomis*属、ブルーギル属以外にあとに10属あるんです。ですから、次のステップとして、現在、未判定になっているサンフィッシュ科全種も同様に、特定外来生物に将来的には移行すべきと学会、あるいは個人的にもそういうふうに考えています。

次に、マーレーコッドとゴールデンパーチ、2つ説明したいと思いますが、中島室長から御紹介がありましたように、ともにオーストラリアのスズキ型、淡水型のスズキということになるんですが、これは問題があって、実は前回のこの会議において、マーレーコッドを除くマクルロケルラ属全種が未判定に位置づけられています。同様に、ゴールデンパーチもマククアリア属、全部未判定になっています。

なぜこの2種が除かれたかということ、多分環境省としては少し頭が痛いかもしれませんが、実はこれは当時の会議の中で、特定外来生物に移行するという前提があったために、このマクルロケルラ属からマーレーコッドが、それからマククアリア属からゴールデンパーチが除かれていたと。そのまま放置していたことが今日に至っていて、その間のすき間を縫ってマーレーコッドがオーストラリアから管理釣り場に移植されたということがあるわけです。ある意味で遅きに失したところがあるんですけれども、今現在、至急この2種類を宿題として特定外来生物にする、当然の流れかと考えておるところです。

最後ですが、オヤニラミ属全てを同様に特定外来生物に、ただし、日本のオヤニラミは絶滅危惧種ですので、これは除くのは当然のことなんですが、実はここに説明がありましたように、オヤニラミ属の中にコウライオヤニラミ、これは朝鮮半島にいるんですが、これが大淀川水系にいて必死になって防除をしていたところにもかかわらず、利根川水系の鮎川、群馬県ですが、そこで定着しているかはこれから判定しなければいけないんですが、少なくともいることは間違いのないということが環境省によって確認されています。

これも実はオヤニラミでケツギョ、あるいはオオクチバスと違ってスズキ型ではあるんですけども、オヤニラミとの共通点は、特定の気質において名前のとおり親が保護するという点では共通しますが、オヤニラミよりも遥かに大きくて、食性は全くケツギョ、あるいは淡水型のスズキと同じ強い魚食性を示すんですね。これを考えますと、当然のことながら観賞魚ではなくて、遊漁を目的に移植されたと考えるのが妥当ではないか。

同時に、コウライオヤニラミだけではなくて、中国の南のほうにもいます。ナンシオヤニラミというんですが、海南島なんかにもいますが、同様に若干遺伝的に違う程度で、か

なりの魚食性を示しているものは同じく大淀川に入っている。このことはどう見ても釣り対象で入れているということが考えられますので、そういうこと全体を考えてみますと、今後、こういった魚種単位ではなくて、属レベルで同じ生態、魚食性の生態を持っていますので、今の段階で予防原理という点において、特定外来生物に指定するのが妥当ではないのかと考えています。

説明が長くなってすみません。以上です。

【村上座長】 ありがとうございます。丁寧な説明、よく分かったと思います。

属単位で指定したほうが良いという意見に対してはまた別にしまして、その前の原案に対する質問、意見、どこからでも受け付けます。どうぞ。

【戸田委員】 どうも戸田です。御無沙汰しております。

今の御説明をお聞きして、もう指定に関しては本当に論をまたないと言いう言い方がよくないですけども、当然指定すべきだと考えます。

その中で、もう先走りますけれども、特定外来生物になるに当たって、防除のことをちゃんと考えなければいけないと思うんですね。その中でかなり定着すると危なさそうなのが国内にいて、管理されながら利用されているものもいれば、野外にもう出てしまっているものもいるという中で、優先順位をつけてやれるところからやっていくというか、確実に潰せそうなところをちゃんと潰していくということが必要になると思うんです。

先ほどの細谷委員の御説明で、もうかなりいろいろ動き出していると思うんですけども、どういうふうに関、狙上に上っている魚の防除の優先順位をつけていくのかとか、どこが一番キーになるのか、その辺も少し御説明をいただくとありがたいと思ったんですけども、細谷先生、いかがでしょうか。

【細谷委員】 なかなか難しいですね。まずはレッテルを貼ることが最初ではないかなと思うんですね。いずれにせよ、ロングイヤーサンフィッシュにしても、パンプキンシードにしても、外国からは別ですけども、国内での移動も、レッテルが貼っていなかったから、ブルーギルの代わりという形で動き出していましたから、これにレッテルを貼って、そしていよいよ具体的な作業が入ってくるのではないですか。とにかく流通のところに相当リストに挙がっていますので、販売もされていますから。

ですから、おっしゃるように、まずは戸田さんのところでレッテルを貼って、実際にこれは一般市民に頼むのではなくて、例えばロングイヤーサンフィッシュの場合には、水資源機構と国交省と魚類学会が何としてでも下流に漏れないように、それと同時に、徳山ダ

ムでは当然のことながら、全ての釣り禁止をしていますので、そういった国レベルから民間レベル、例えば指定されたら、オオクチバス、コクチバスなども含むのですが、なかなか難しいと思います。国レベルで言えば、国交省の管理しているようなダムのところ、釣り禁止は難しいでしょうけれども、例えばリリース禁止みたいなレベルもあるでしょうし、あるいは市町村、市民レベルであれば、実際に駆除活動を丁寧にやるしか方法はないのではないのかと考えています。まずはレッテル貼り、次は国の施策、3番目は市民を含めた駆除活動を丁寧にやるしか現状のところはないのではないのかなと思っています。そんなところでよろしいか。

【戸田委員】 ありがとうございます。よく分かりましたけれども、要は指定して終わりではなくて、指定して始まりで、指定したところをスタートにして、かなり普及啓発とかモニタリングですね。先ほどのコウライオヤニラミでしたか、関東地方で突然見つかるというものに対処できるようにとか、その辺、かなりいろいろやらなければいけないと思いますので、そういう思いで聞いておりました。どうもありがとうございます。

【岩崎委員】 今回の指定の構造なんですけど、マーレーコッドとゴールデンパーチは1種特定外来生物で、ブルーギルとオヤニラミ属は属で指定するとなっていますけれども、それは具体的にどういうことかという、マーレーコッドが属する属はもうマーレーコッドしか日本にいないから、ゴールデンパーチもマククアリア属は日本にしかいないから、1種類を特定外来生物にするけれども、ブルーギル属とオヤニラミ属はブルーギル以外、あるいはコウライオヤニラミ以外も、少なくとも日本に定着はしていないけれども、もういることが分かった。だから、属レベルで特定外来生物を指定するという構造ですよ。もちろん、前提としては、その属に属しているものが全て同じような体が大きいとか魚食性であるとか、そういう構造ですよ。

こういう構造というのは、予防という点では大変よいと思うんですけども、これは魚類だけがこうされているとか、ほかのグループでも、例えば属の中が同じような生態、行動があるのならば、予防的にそういうふうにしようと、ある程度は方針みたいなものにしておいてもいいのではないかと、私は一つそう思いました。

それを考えると、オオクチバス属というのが、オオクチバス属全部特定外来生物にしてしまわないのか。オオクチバス属は、コクチバスもオオクチバスも、それからフロリダバスもいますよね。フロリダバスも同じ*Micropterus*属（オオクチバス属）で、ほかにもちよっとだけネットで見ますと、合計オオクチバス属は8種いるとか書いてあるものですか

ら、それも恐らく同じような生態をしていると考えると、今回はもういいんですけれども、今回は仕方がないにしても、先ほど細谷先生からサンフィッシュ科全種が将来的には特定外来生物にしたほうがいいだろうとおっしゃいましたけれども、まずは例えば次の段階として、オオクチバス属全種を特定外来生物に指定するという方針で動いてもいいのではないかと思います。

確認しますと、オオクチバス属というのを特定外来生物に指定する。それから、そういうふうな属レベルで複数種が入っている、同じような生態であれば、それを属レベルで予防的に特定外来に指定する、それでもいいのではないか、その2点です。

【村上座長】 属指定にするときの根拠みたいなものを何らかの形で指針にしたほうがいい。そして、属指定にするときに、どういう方針のもとに属に指定しているか、ちゃんと方針をつくれというのが細谷さんと岩崎さんの主張です。

【岩崎委員】 つくれというわけではないんですけれども、1種だけ入ったとしても、いや、その属全体に危ないよということならば、それでもいいわけですから。

【村上座長】 だから、結局は属指定というものを考えるには、どうしたらいいかという発想ですね。

【岩崎委員】 ええ、そうです。もっと緩くというと大げさですけども、予防的に属指定をちょっと緩くしてもいいのではないかという意図です。

【村上座長】 これに関して、例えばどなたか意見はございますか。

【成島委員】 今のお話ですが、魚類ならばそうかもしれません。しかし、動物群によっていろいろ状況が変わると思いますので、ある程度のグループでは同じことが言えると思いますが、それを全ての動物群に、あるいは植物群に言ってしまうのはちょっと乱暴かなというのが私の意見です。

【岩崎委員】 私も、あくまでも今の話の前提は属レベルが同じような生態を持っているということが分かっている、だけれども、外国で被害がないということが多いんですよ。外国で被害が全く報告がないから、属レベルで指定はしないということが結構あったと思うんですけども、同じような生態、例えば魚食性で大型であるとか、属の中がほぼそういうことであるのならばと、あくまでもそういう前提で言いましたので、御了解いただければと思います。

【成島委員】 分かりました。

【村上座長】 少し僕も気になっているんですけども、植物で、特に水草で、ある種を

指定したら、その仲間がまた入ってくるとか、そういったことが起こったことが過去にあるんです。角野さんに、その辺のこの意見を聞きたいんですが。

【角野委員】 水草に限らず、植物全体で属レベルで指定するというケースというのはごく限られるというのが私の個人的印象です。

【村上座長】 これは種類が多過ぎるんですか。植物の場合、それが困難というのは理由は何でしょうか。

【角野委員】 私は成島先生が言われたように、ケース・バイ・ケースで慎重に対応するというのを基本にすべきだと思います。あまり属レベルでの選定を優先するというのは、すぐには同意しかねます。

【村上座長】 なるほど。全般にするには、各対象群によって違いがあり過ぎる。したがって、魚類の場合では、属指定の根拠について考えた上での話だったと思うのですが、ほかのグループではしんどかろうという話ですね。

【角野委員】 はい、そうです。

【村上座長】 ほかにございますか。

【石井実委員】 取りあえず、この4件に関しては賛成でございます。

これは戸田さんと同じで先走った意見にもなるんですけれども、以前クワガタ類の指定のときかなり躊躇したことがあって、というのは実際に個人で飼育している個体数が物すごく多いのではないかと。指定すると、多分6か月以内に届出する、あるいは廃棄するということになると思うんですけれども、一斉に全国に飼われている物すごい数の外来クワガタを放されたら、えらいことになると思ったのですけれども、今回の御提案の4件、どの種類についても、個人飼育がかなりあるものもあると認識しました。そうすると、指定して6か月以内に何かしなければいけないという手続になろうかと思えますけれども、その間に放される可能性がないか。それをどうやって止めるのかというのが深刻な問題ではないかと思うんですけれども、この辺、細谷先生とか環境省とか、お考えはございますでしょうか。

【細谷委員】 先生のおっしゃるとおりで、ブルーギル属の中にロングイヤーサンフィッシュ、パンプキンシードも、もともと先生のおっしゃる観賞魚として流通はしていたんですが、当然、現在も飼育しているとは思いますが。だからといって、指定されたと同時に、どの程度日本中に適当にばらまかれるかということ、例えばアメリカザリガニやアカミミガメに比べたら比較にならないくらい量的に少ないです。ある程度の傷はつくと思えますけ

れども、それはてんびんにかけたときに、特定外来生物の条件なくやることのほうがよほど保全生態学的にも意義があるのではないかと考えています。大丈夫ですよとは言いきれないところではありますが、それは時間の問題ではないのかなと個人的には考えています。

【岡委員】 今のことについて質問なんですけれども、指定されたときに現に飼っている場合は飼っていいんですよね。その場合は許可は要らないんですか。

【中島室長】 許可が要ります。飼養の許可を取っていただく必要がございます。

【岡委員】 物すごくたくさんの許可申請が出てくるということですか。

【中島室長】 数は必ずしも読み切れないところはあるんですけども、さっき細谷先生がおっしゃったみたいに、アメリカザリガニとか、そういったものの比ではないと考えておきまして、これまでも指定された際に愛玩目的で飼われていたものは全て申請をいただいております。

【岡委員】 分かりました。

もう一つ質問があるんですけども、マーレーコッドとゴールデンパーチは過去に特定外来生物に指定するかどうか検討したんですよね。そのときに指定しなかった理由というのがあると思うんですけども、それが何で、そして今回それが変わったかどうか伺いたいんです。

【田口係長】 私のほうから、細谷先生、もし補足等があればいただければと思いますけれども、おっしゃるとおり、当初指定の俎上に上がったところではあるんですけども、この2種がオーストラリア原産ということで、原産地では厳重に保護がされているところと、あとは当時、流通量というところで、それほど日本に入ってきて定着するところの恐れは少ないんじゃないかというところも加味されて、指定の俎上から免れていたというような経緯があるというところでございます。

今回の場合は、先ほど御説明差し上げたとおおり、実際に今、観賞魚としてもぼつぼつ流通をしているし、あとは管理釣り場での導入も既に始まっているというところで、そのあたりの社会的な状況が少し変わってきているところがあるかと思えます。

【岡委員】 分かりました。ありがとうございます。

【細谷委員】 私も、フォローすれば、今、田口係長がおっしゃったとおおりなんですけど、あまり環境省を責めたくないんですけど、ある意味放置されてきたという事実もあるんです。この間の変化として、実は今、田口さんの説明があったように、確かにオーストラリアでは一部部分的、地域的に保護されてはいる一方で、相当オーストラリア国内で、マー

レーコードにしてもゴールデンパーチにしても、遊漁として非常にポピュラーになっているというダブルスタンダード、オーストラリア自体がダブルスタンダードになっている、これがまず1点。

もう1点は、この最初の段階、議論の対象になってはいたんですが、その間に先ほども紹介がありましたように、これは群馬県でしたか、管理釣り場に輸入されているということをお考えますと、日本に入る一つのきっかけができたのではないかと、その辺がこの間の変化ということで、なおさらソリシットするというか、要するに推進しなきゃ、いよいよその段階に来たのではないのかなと。確かに、手をつけなかったという点では我々にも責任があるんですが、今はもう早急にやるべき段階にいよいよ来たのではないのかなと考えています。

【岡委員】 指定に至った理由、状況の変化というのはよく分かりました。

続いて質問があるんですけども、管理釣り場で現に導入されているわけですよね。指定されると、これも飼養許可申請が出てくると予想していいんですか。

【中島室長】 はい、そうです。

【岡委員】 全国で何か所ぐらい、1か所なんですか。

【中島室長】 今確認されているのは1か所です。

【岡委員】 飼養許可申請が出ると、恐らく許可はされるんですか。

【中島室長】 そうですね。現行で実施されているものに限ってですが、許可されると思います。

【岡委員】 その釣り場で、この魚をずっと対象とし続けるということは、輸入もさらにされるということになるんですか。

【中島室長】 様々な条件があるので、個別の許可がどうなるかというのはちょっとお答えしにくいです。

【岡委員】 輸入しながら、釣り場として続けるという場合も、許可は出るんですか。

【中島室長】 個別のことになるので、ちょっとお答えしにくいです。いろんな条件がございますし、施設がどういう状況かというのもございますので。

【岡委員】 分かりました。ありがとうございます。

【村上座長】 少し気になるのですが、観賞魚の規制というのはどの程度こういった問題について進んでいるのでしょうか。これは環境省さんか、あるいは細谷さんでもいいですが。その辺の観賞魚として飼っているんだけど、そいつを野外に放すという行為が出

てくるんですね。その規制です。

【田口係長】 特定外来生物に指定されれば、基本的には野外への放出は禁止になります。

【村上座長】 例えば、特定外来生物や未判定外来生物に生態が非常に類似した種類でも指定されていなければ、観賞魚として輸入や飼育が許可されているとなると、指定後に抜け落ちた類似種が大量に入ってくる可能性がある。

【田口係長】 まず、特定外来生物に関しては、輸入も原則禁止されておりますし、あとは飼養等も原則禁止されていて許可が必要で、放出も禁止されているということで、そのほかの未判定外来生物に関しては、基本的に輸入が禁止されていて、輸入の届出があった場合に6か月以内に判定を行うという形になると思います。

【村上座長】 だから、何でそういうものが、既に観賞魚として入っていたということですか。そこが分からない。

【田口係長】 今、例えばブルーギル属の中で既にもう未判定外来生物になっているものに関しては、未判定外来の指定以前に国内に入ってきたものがそのまま現在に至るまでいるという可能性があるのではないかなというところです。

【村上座長】 ほかも、マーレーコッドとかゴールデンパーチとか、野外に放す可能性が高いものも同じですか。

【田口係長】 これらの種に関しては、特定外来生物でも未判定外来生物でもないのに、これまで規制は特にかかっていなかったという状況になります。

【村上座長】 ということは、将来利益になりそうな種類で、未判定外来生物に入っていないものは特に問題だということになりますね。観賞魚であっても、それは野放しになるのですね。

【田口係長】 外来法上は特に規制がかからないということになります。

【村上座長】 そこは問題ですね。

【細谷委員】 村上先生、そこのすき間を縫って、マーレーコッドを管理釣り場が入れたというふうに邪推することはできるんですよ。未判定でないし、将来的には我々が特定外来生物にしようと思ってそのままにしておいて、何にも法制、いわゆる制限がないすき間を縫って、釣り対象で非常に格好のいいスズキ型淡水魚を、そこのすき間を縫ってこそ管理釣り場が入れたとしか考えようがないんですよ。だから、未判定であれば、田口さんが説明されたように、根本的には輸入できないはずですから。だけれども、未判定でなか

ったがゆえに、オーストラリアから輸入して管理釣り場に入れることができたんだというふうに邪推します。

【村上座長】 ということは、可能性があるものは、予防原則から言ったら、未判定外来生物にできるだけ入れておけということになりますね。分かりました。

ほかにございますか。

【石井信夫委員】 今回の特定外来生物の候補と同時に未判定外来生物の掲載についても、資料3でこのようになるということですが、私は特に異存はありませんというか、妥当な提案だと思います。

それで環境省に確認したいんですけれども、最初の御説明だと、今回のこの提案は、環境省から発案のようなんですけれども、この特定外来生物等専門家会合は毎年定期的にかかっているわけでもないという印象を持っているんですけれども、特定外来生物の指定をしたいという提案については、そういう問題が起きたときに、そのときだけ開かれるというようなことになっているのかを確認したいんですよね。毎年定期的この会合があって、今のところ候補はないとか、あるとか、こういうのが問題ではないかというような議論をする場がないような気がしたので、現在のこの提案に至る手続きみたいなものは、現状どうなっているかというのを教えていただきたいんです。

私としては、候補がないときに定期的にかかるといっても問題ではありませんけれども、ある程度定期的にかかっている種はないとか、そういう確認をしながら進めていったほうが、今回は唐突でもないんですけれども、急にこの提案持ち上がったような印象を受けているものですから、現状どうなっているかを確認していただけるとありがたいと思います。

【中島室長】 ありがとうございます。今、開催のタイミングとか発意というのは、石井信夫先生御指摘のとおり、環境省のほうで例えば地方自治体から要望を受けるとか、あと、本件については魚類学会から要望があるとか、いろんな情報収集の中で適当な種があるということになれば、案を作成してグループ会合を開いて、そして全体会合を開いてというようなことで、網羅的にありやなしやを判定いただくようなスキームにはなっていないので、環境省が発意をしてというような流れでございます。

一方、来年には外来種リストが仕上がって公表できるような段取りでございますので、そうならば少し各分類についてまとまった指定や検討も必要なのかなと考えているところではございます。なので、そういった中では少し網羅的にも御議論させていただけるのか

などは考えているところでございます。

【石井信夫委員】 ありがとうございます。現在は定期的なチェックというようなことはないということで、来年、新しいリストができるというのは一つの契機にはなると思いますが、割と前向きに、問題になっている種がないかを、会合を開かないまでも定期的にチェックしていくような動きがもう少しあってもいいのではないかと思います。

【中島室長】 ありがとうございます。今回、魚類で開かせていただいたんですが、この後、その他のところで少し御議論いただくような時間も取れればと思いますので、そういったところでもし御担当の分類群などで気になっている種とか、何か懸念されていることがあれば、ぜひそういったところでもお話しいただくとありがたいかなと思います。

【村上座長】 だから、定期的にこういう会合が開かれるチャンスがあるということが分かっていたらいいんですけども、それが非常に少ないときには、少し情報交換みたいなことも入れたほうがいいのではないかという話だと思います。これは検討していただくことにして、そうしますと、ほかに意見はございますか。

【岡委員】 資料の書き方なんです。ちょっと細かいんですけども、4つの候補とも被害の事例の中に、生態系、農林水産業に続いて、その他の社会的被害というのがあるんです。これは法律にもないし、基本方針にもないし、その他の社会的被害なんていうのを考慮するようになっていなくて、今までこんなのがあったかなという気がするんですけども、これは何か違和感があります。もちろん、規制に伴う社会経済影響というのは考慮して指定するということになっていて、だから、私みたいな社会科学が入っていると思うんですけども、社会的被害というのはないと思うんです。

【中島室長】 ありがとうございます。環境省でございます。

確かに、基本方針の選定要件などにはございませんで、参考情報というような位置づけでございましたが、違和感があるという御指摘を踏まえて、今後の資料作りでは気をつけてまいりたいと思います。

【岡委員】 もし書くのなら、身体、生命への被害というのは考慮することになっているので、魚類だからあまりないかもしれないですけども、社会的被害を書くよりは、そっちを書くほうが法律の体系に整合的だなと思いました。

【中島室長】 ありがとうございます。

【藤井委員】 大分前の話になるんですが、属レベルの指定とかいうところで、角野先生が水草のことを発言されていたので、それに加えて情報の提供です。私のほうで

Vallisneria（セキショウモ属）というのを一度調べたことがあります。幾つかの種類は特定外来に指定してもいいぐらい侵略的なんですけれども、同定がDNAを使わないと難しいということで保留されているとかいう部分もあるんですが、*Vallisneria*属というのを調べたときに、国内で8種類が海外産のものが流通していました。8種類流通していて、このうち侵略性が高いのは2つで、それ以外は流通して販売はされているんですけども、幾ら野外で調べても逸出とか定着というのは認められませんでした。だから、やはり属レベルで侵略的という情報が明らかに分かっているものはいいんですけれども、種ごとに違うということが一つ。

もう1点ですけれども、流通しているのは8種類、13サンプルをDNAで同定したんですが、学名が正しく合っていたのは1サンプルのみでした。あとは全て先ほど申し上げたように、この仲間は同定が難しくDNAでないと駄目なので、環境省さんでも結局、特定外来生物の指定というのは、私からもちょっと言ったことがあるんですけども、そもそも同定が無理ということで、そのままになっているんですけれども、販売されているものがほとんど全部うそというか、偽装しているとしか思えないような感じ。でも、形態で同定できる人がいないというのは、そういうことになるんですね。だから、属レベルで指定ということと、流通、販売しているものの学名とか名前の信憑性というのも、海外のものは十分考えておかないと、指定したとしても、うまくそれが規制になるかどうか分かりません。ぶっちゃけて言うと、違う学名で販売していても誰も分からないという状態です。

以上です。すみません、情報提供ということで参考にしてください。

【村上座長】 ありがとうございます。

そうしますと、今まで4件に関しては、いずれも賛成意見ということで、ほかに附帯意見が幾つか出てきたということで、その次に続けて……。

【森本委員】 では、森本から発言させていただきますけれども、今回のはいずれも農林水産業に対しての被害が特になしと書かれているんです。これは確たる証拠というのはなかなか見つからないということかと思うんですが、魚類グループの会合では、その懸念というのが随分表明されているように思います。

生態系に関しては、文献上では懸念というレベルでも書いてあるので、それに倣ってというか、農林水産業に対しての被害というのも、懸念の段階でも書き込むということは可能なんでしょうか。

【田口係長】 ありがとうございます。これまでの特定外来生物の選定においては、主に実際に被害や懸念の文献等がある場合に記載させていただいているという状況です。

【村上座長】 生態系被害重視という形でやっていて、ほかのものは植物防疫法とかいろいろなものがあるものですから、それとの関係の話になるという可能性が高いということですね。

【岩崎委員】 属レベルの指定なんですけれども、すごく僕が言ったことが大げさに捉えられているようで、とにかくこれまで結構こういうような事例があったと思うんですね。同じ属の中のあるやつは大変危ないことが分かって、ほかの属も同じような行動、生態があるんだけど、被害がない。被害の報告がないから、ちょっと躊躇するというような形は結構あったと思うんです。その1種類だけを指定するという形。

そういう状況については、海外で被害の状況がなくても、この属は同じような生態であれば危ないという場合にと、僕はそういう意味で言ったつもりですので、分類があやふやだとか、属の中で全然違うとか、そういうことを想定してはおりませんので、私、貝が近いんですけれども、貝の中にも、もちろん、この属は全部同じではないよねというのもしれば、属の中でも全然食性も違うしというのもありますので、それは了解しております。そういう特定の場合に検討されているのではないかということが言いたかったです。

もう1点、岡先生が言われたことに関してなんですけれども、その他社会的な被害とかを別に書く必要はないのではないかという御意見だったと思うんです。例えば、ゴケグモが見つかって、いや、ここにもいるかなと不安が大いにありまして、あるいは蓋を開けたりとかするとき、ヒアリがここにいないかとか、そういう社会的不安というのはあると思うんですね。社会的な被害ってあると思うんです。

だから、法律では、そういう被害というのは書いていないんですけれども、こういう資料として、こういう資料の中に「その他社会的被害」ということを入れることについては、別にこれは注意を喚起するとか、そういう意味もあって入れておいても何もおかしくないのではないかなと思いました。岡先生、御反論があるかもしれませんが。

【村上座長】 要するに、注意喚起という意味では入れてもいいのではないかというお話ですね。

【岩崎委員】 はい。

【岡委員】 ヒアリの場合は、人間の身体、生命への被害があるので、多分書かれると思います。それ以外の社会的被害というのは曖昧過ぎて、法律にもないし、基本方針にもな

いので、書くことはふさわしくないのではないかなと思いました。

【村上座長】 そこまで厳密にする必要があるのかな。

【岩崎委員】 いろんな生物がいて、いろんな心理的な影響はやっぱりあると思いますが、ヒアリは確かに、それをいいますと、ゴケグモとか、そういう毒グモも危ないから、身体的被害があるかもということかもしれませんけれども、それ以外に、例えばこういう生物が入ってきたら、ああ、しんどいな、嫌だなということはありますよね。僕の分野で言ったら漁猟被害、漁具にいっぱい何かくっついてくるとか、ああ、嫌だなとか、そういう心理的な嫌悪感ってやっぱりあると思います。

【岡委員】 漁猟被害の場合は農林水産被害に入るから書かれると思いますけれども、心理的なものを根拠にしない法律になっているので。

【岩崎委員】 そうなんですか。私、法律のことはよく分かりませんが、漁猟被害が起こらないけれども、起こっていないけれども、そういう心理的な不安が出てくる、私はそういう意味で言っているんですが。

【岡委員】 多分起こると予想される根拠がある場合は書くべきだと思います。

【岩崎委員】 分かりました。

【中島室長】 種の指定にするか、属の指定にするか、もっと上の単位でやるかということについて、御説明申し上げておきたいと思います。

基本方針に、参考資料1でつけておりますけれども、特定外来生物被害防止基本方針というのが閣議決定をされておまして、今回の参考資料1の2ページでございますが、こちらに書かれているとおりでございます。原則として種の単位で行うこととしつつも、必要に応じて属、科等の生物分類群を単位とすることができる、単位とするということになっております。

3ページに選定の際の考慮事項というのがございます。3でございます。こちらに外来生物の生態的特性とか、被害に係る科学的知見を踏まえて、特に予防的観点から有効かつ適切な場合には、種の単位でなく、属、科等の単位で選定するよう努めるということがございます。なので、政令の指定でございますので、種で指定するのが原則でございますが、予防的観点で属とか科で選定するということになっておりますので、そこが予防的観点でどこまで入れるかというのは、まさにエキスパートジャッジというか、先生方の御助言をいただきたいということでございます。

なので、文章にすれば、こういうふうに関議決定されておりますので、これを踏まえて

種なのか属なのか科なのかということ、専門家の先生方に御議論いただいて決めていると我々は認識をしております。

【村上座長】 結局、運用をどうするかという話でしょうね。

【細谷委員】 先ほどの岩崎先生の御発言に関して、2点ございました。一つは、属レベルで上げることの補足説明、2点目は、資料2-2の社会的被害についてのコメントですが、個人的には、この2つは全く岩崎先生と考えが同じです。

まず1つ目ですが、属レベルで上げるときに、先生方のおっしゃっていることはみんな正しいと思うんですが、それが必ずしも必要十分条件にはなっていないと思うんですね。というのは、例えばオヤニラミ属、もう一つ、ブルーギル属の話は属を考えたわけではなくて、まずは被害防止という点を真っ先に持ってきて、そのときに基本的にすべからず魚食性だということの共通点があるがゆえに、それで自動的に属レベルで、例えば同じコイ科でも、全く草食性からプランクトン食性、ベントス食性、いろいろあるわけです。それを属レベルでまとめようとは、同じ淡水魚類についても、私はそうはしませんが、とりわけ今回は被害防止という点では全て同じ軸の中にある。結果として属にまとめられているわけですから。

そうすると、マーレーコッドにしても、ゴールデンパーチにしても、本来であれば、エビデンスがない。そういう意味で、ひとまず未判定に、そのほかのものには置いていますけれども、将来的には、これも含めて、マーレーコッドについてはマクルロケルラ属の全種、ゴールデンパーチについてはマククアリア属の全種も含めて、食生態、魚食性という点は変わるわけではないので、将来的にはこれも属レベルで上げるという趣旨だったと思うんですね。ですから、アイデンティティの問題だとか、先生方がおっしゃるように、分類群ごとに考えていく必要があるのではないかとは思いますが。

2点目、岡先生が言うことはごもっともなんですが、実は資料2-2を考えたときに、これは絶対条件、これを基に展開されていくわけではなくて、あくまで外来生物に関わる情報ということですので、私も個人的には、そのほかの社会的被害、こういう言い方が正しいかどうか分かりませんが、例えば多くの一般市民、タックスペイヤーを考えたときに、情報として身体、あるいは漁業被害だけで説得できるかどうか。

例えば私の場合には、魚食性の魚が増えてくると、伝統的なタナゴ釣りであるとか、琵琶湖で言えば伝統的なモロコ釣りであるとか、あるいは水辺で楽しむとか、例えば環境権にはならないんだろうけれども、広義な意味での環境権が毀損されていることを考えれ

ば、多くの方々の文化的な毀損、それから歴史的なそういうものを考えたときに、やはりある程度何らかの項目をつくっておいたほうがいいのではないかと、素人的ですが、そんなふうに感じました。

【村上座長】 もうそろそろ時間ですので、切りたいと思っています。

次の「イクタルルス科」の名称変更について説明をお願いします。

【中島室長】 環境省でございませう。資料4を御覧いただきたいと思ひます。

こちらはちょっと技術的なんですけれども、イクタルルス科の名称変更についてでございます。既に特定外来生物に指定されていますブラウンブルヘッド、チャンネルキャットフィッシュ、フラットヘッドキャットフィッシュが属する科を政令で記載しているんですけれども、指定当初は科名の日本語名がなかったんで、学名の科のままイクタルルス科として記載をしていたんですけれども、最近出版されている図鑑であるとか、そういったもので、アメリカのナマズ科、和名としてアメリカナマズ科というのが採用されていることを踏まえまして、政令においてもイクタルルス科からアメリカナマズ科に修正を行いたいと考えております。

外来語は片仮名で、そのほかは平仮名で書くというのが政令のルールでございますので、アメリカナマズ科という形で修正を行いたいと思ひます。こちらでも技術的なことではございませうけれども、政令改正になりますので、御承認いただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【村上座長】 ただいまの説明に関しまして、どこからでも質問、意見を出してください。

細谷先生、この分類に関しては、魚類学会とか何とかで統一した見解はつくっているんですか。

【細谷委員】 本によりけりだと思ひますが、例えばスピーシーズ (species) については、かなりがちがちのルールが魚類学会で、標準和名へのガイダンスがあるんですけれども、ファミリーネームだとか属名については、かなり著者任せといひますか、本任せのところがあつて、ですから、イクタルルス科といひてもイメージも湧きませうし、一部水産業として流通したこともありますので、ですから、アメリカナマズ科はいいのかなと思ひます。

いつも環境省の皆さんを笑わせるんですけれども、オリジナリティーは、これは戦前から入つていて、メリケンネコウオという名前がついていたんですよ。確かに、アメリカは

キャットフィッシュでメリケンネコウオ、これは戦前の方ならいいんでしょうけれども、ですから、アメリカなまぜ科がいいのではないかと。

ただ、今、中島室長から御説明がありましたけれども、標準和名としてスピーシーズであろうが、ファミリーネームであろうが、平仮名を一部入れるというのは若干違和感がありますね。だから、政令改正時に平仮名で、幾ら何でもアメリカ、次はなまぜ科、これはアカデミックに考えると正直、若干片仮名にしてほしいなというところがありますけれども、そんな感じです。

【村上座長】 私も、なまぜが平仮名になっているのは非常に違和感があって、何だろう、これはと思ったんですが。

【中島室長】 法令で記載するときのルールがございまして、その点、御容赦いただければと思います。

【村上座長】 そちらを変えなければいけないのですね。

ほかにございますか。

なければ、当特定外来生物等専門家会合としては、「*Lepomis*属（ブルーギル属）全種（既に特定外来生物に指定されているブルーギルを除く。属内の交雑種含む。）」、「マーレーコッド」、「ゴールデンパーチ」、「*Coreoperca*属（オヤニラミ属）に属する種のうちオヤニラミ以外のもの」を、資料2-2の「評価の理由」に基づき、特定外来生物に指定すべき、「イクタルルス科」を“アメリカなまぜ科”に修正する、との結論にしたいと思いますが、よろしいですか。特に異論がある方は挙手をお願いします。

先ほども原案に関しては全て賛成の意見だけだったので、よろしいですね。この文章を結論にしたいと思います。了承ということでよろしいでしょうね。

（異議なし）

【中島室長】 ありがとうございます。

【村上座長】 そうしたら、最後の議事「その他」に移ります。

久しぶりの開催ですので、特定外来生物等のことについて何か要望があったら出してほしいという話と、それから参考資料3がもう出来上がってきていますので、外来種リストの改定案に関しても、委員の方もかなりおられますが、それ以外の方で何か意見がある方は出してもらえますか。あるいは全体について、もう少し広範な意見を出したいということならば、それでも構いませんが、まずは特定外来生物の選定会議ですので、それに関連

した質問を優先したいと思います。

【成島委員】 所用がありまして、今から失礼いたします。どうもありがとうございました。

【村上座長】 その他の意見はございませんか。

【田口係長】 補足させていただきますと、久しぶりの開催ということで、最近、このような種が問題になっていて、これは特定外来生物に指定したほうがよろしいのではないかとというようなところが御自身の分類群の生物種の中であれば、それに関しても情報をいただきたいところでございます。

【戸田委員】 このリストの中には、定着しているものだけではなくて未定着のものもかなり入っていて、そこもよく網羅されていると認識はしております。

一方で、先月、台湾の学会があつて、台湾の外来爬虫類・両生類の状況を見聞きしてまいりました。地域によってはブラウンアノールが物すごい高密度になっていて、住民参加の形で防除しているとか、それから最近になってオオヒキガエルが定着してしまって、これも住民参加でかなり苦労しながら防除しているというような状況をお聞きしてきました。そのほかにも東アジア原産のホンコンシロアゴガエルがかなり広がっているとか、それからキューバ原産で特定外来生物にもなっているオンシツガエルというカエルが一部で増えているとか、知らない話も幾つか聞くことができたりしました。

未定着のものが海外でどうなっているか、その地域が日本に近いかどうかとか、日本と流通があるかどうか、そっちを見ながらのアラートを考えるのがすごく大事なということを強く実感しました。

戻りますが、先ほどのブルーギル属の中でも、日本にはいないけれども、アジアに定着している種類もどうもいるみたいで、そういうものはちょっと危ないかもしれないとか、地域性とか最近の広がり方を見た上での侵入防止の考え方というのはすごく大事だと思います。今、もちろん、そういうことも配慮してリストは準備されていると思いますが、台湾でそれを強く感じましたので、発言させていただきました。

【村上座長】 未定着種の中でも、海外の状況、特に近隣諸国の状況がどうなっているとか、その流通がどうなっているかはチェックしたほうがいいと。そうすると、警戒すべき種類が出てくるだろうというお話ですね。

ほかにございますか。

【芝池委員】 外来種リストの見直しが行われているということですが、産業管理

外来種について、どんな状況か分かったら教えてほしいと思っています。

というのも、僕らはリードカナリーグラスとクサヨシというのが遺伝的に別の実態で、交雑しているのではないかということの研究しているので、少し知りたいと思っています。お願いします。

【田口係長】 すみません、ぱっと資料が出てこないんですけども、一応産業管理外来種に関しては、植物は多少増加していて、魚類は減少するというような状況です。それぐらいなんですけれども、すみません。

【中島室長】 リストの検討会は公開で、資料も公開させていただいていますので、もし必要であれば会議後に先生のほうにメールで御案内を差し上げたいと思います。

【芝池委員】 では、よろしくをお願いします。

【小林委員】 植物の小林ですけども、今の件でよろしいでしょうか。

【村上座長】 どうぞ。

【小林委員】 リードカナリーグラスは検討をしまして、リストに上がっておりますので、御覧いただければと思います。

【芝池委員】 分かりました。ありがとうございます。

【中島室長】 すみません。参考資料でつけている魚類のリストは、今回の議論に関係するので参考資料でつけさせていただいているものです。特に資料3について御意見をいただきたいというわけではございませんでした。

リスト全体の資料は、リストの検討会に際してホームページ上に全て公開をしておりますので、そちらを御覧いただければと思います。

【村上座長】 その他ここで意見を言っておこうというものがありませんでしたら、出してください。

【芝池委員】 今回、魚類の検知のところで環境DNAが使われているみたいでしたけれども、国交省の水辺の生き物調査の魚類調査は環境DNAで今やっていると思うんですけども、ああいうのは目配せしたりしているものなんでしょうか。そこに多分外来種も引っかかってくるのではないかと思うんです。

【中島室長】 国交省さんの魚類の水辺の調査も大変参考になるので、我々のほうでも参考にさせていただいております。

【芝池委員】 分かりました。ありがとうございます。

【村上座長】 その他に何かございますか。

それでは、ないようですので、事務局からその他で何かございますか。

【田口係長】 事務局のほうからは、改めて今後のスケジュールというところですけども、冒頭、資料2-1でスケジュールの話が少しございましたが、今般の会議をもって特定外来生物の4種類（ブルーギル属間の交雑種含む）及び一部科名の変更もありますけれども、そちらに関して学識経験者の意見照会を行って了承を得たというところで、今後、政令改正等に向けて進めていくところでございます。

具体的なスケジュール感はまだ多少流動的でございますけれども、来年度の指定、公布及び施行という形になってくるところでございますので、よろしく申し上げます。

【村上座長】 そうしたら、これで委員会は閉じたいと思います。

それでは、司会を返します。

【事務局】 どうもありがとうございました。村上座長、ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして外来生物対策室の中島室長より御挨拶をお願いいたします。

【中島室長】 本日は久しぶりの特定外来生物等専門家会合でございましたが、非常に活発に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

今回、御審議いただいたとおり、4種類を速やかに指定する方向で我々としては手続を進めてまいりたいと考えております。

また、議事の中でも申し上げましたが、現在、外来種のリストの更新の作業中でございます。今、10年前に作ったリストからいろんなものの順位が上がったり、また加わる種もあつたりということで、我が国を脅かす外来種の状況というのは必ずしもよい方向に向かっていなくて、さらに危機が深まっているのかとも感じているところでございます。引き続き、適切なタイミングで特定外来生物の指定が行っていけるように、環境省としては努めてまいりたいと思いますので、先生方にも引き続き御指導いただけると幸いです。

本日は大変お忙しい中、お時間をいただきまして誠にありがとうございました。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

【村上座長】 ありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の検討会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。